

● 事業主のみなさまへ ●

令和8年度 労働保険等説明会

事業主の皆様や従業員の方に労働保険制度の内容をご理解いただき、活用いただくために、以下の日程により説明会を開催いたします。ぜひご出席くださいますようご案内申し上げます。

なお、ご出席いただける場合は、下記参加申込書に必要事項をご記入のうえ、ファクシミリにてお申し込みいただくか、QRコードから申込フォームにてお申込みください。（オンライン参加の場合は必ずQRコードからお申込みください）



労働保険とは

労働者災害補償保険（労災保険）と雇用保険とを総称した言葉です。農林水産の事業の一部を除き、労働者を1人でも雇っていれば適用事業となり、事業主は成立手続きを行い、労働保険料を納付しなければなりません。

労災保険とは

労働者が業務上の事由、二以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤が原因で負傷した場合、病気になった場合、あるいは不幸にも死亡された場合に、被災労働者や遺族を保護するため必要な保険給付を行うものです。

また、労働者の社会復帰の促進など、労働者の福祉の増進を図るための事業も行っています。

雇用保険とは

労働者が失業した場合や労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活や雇用の安定を図るとともに、再就職を促進するため必要な給付を行うものです。

また、失業の予防、労働者の能力の開発や向上、その他の労働者の福祉の増進を図るための事業も行っています。

労働保険の 加入手続きは

所轄の労働基準監督署または公共職業安定所（ハローワーク）の他、労働保険事務組合を通して手続きいただけます。

労働保険 事務組合とは

事業主の委託を受けて、事業主が行うべき労働保険の事務を処理することについて、厚生労働大臣の認可を受けた中小事業主等の団体です。

事務委託する 手続きは

詳細については、各労働保険事務組合へお問い合わせください。

事務処理委託 のメリット

- ・労働保険料等の申告・納付等の事務を事業主に代わって処理しますので、事務の手間が省けます。
- ・通常では労働保険に加入することができない中小事業主や家族従事者なども、労災保険に特別加入することができます。
- ・労働保険料の額にかかわらず、3回に分割して納付できます。（事務組合に委託していない場合は、一定額を超えないと分割納付ができません。）



日時 令和8年10月14日(水) 午後1時30分～午後3時30分

会場 日立商工会議所会館(日立市幸町1-21-2) 及び オンライン(zoom)

講師 茨城労働局総務部労働保険徴収室長補佐 河合 仁志 氏

- 労働保険全般について
- 近年の労働保険制度改正について

日立労働基準監督署第三方面主任監督官 五田 更子 氏

- 個人事業者等の安全衛生対策について
- ストレスチェック制度について

主催：労働保険事務組合日立商工会議所

共催：(一社) 全国労働保険事務組合連合会茨城支部



申込フォーム

参加申込書

事業所名	
出席者名	
参加方法	リアル参加 ・ オンライン参加
電話番号	

※本説明会にていただいた個人情報につきましては、説明会以外の目的に使用することはありません。

申込み・問い合わせ先

労働保険事務組合日立商工会議所

〒317-0073 日立市幸町1-21-2

Tel：0294-22-0128

Fax：0294-22-0120